

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	道路管理者以外の者が行う工事の承認
処分権者	市長
根拠規定	道路法第24条
基準規定	道路法第24条
審査基準	道路管理者以外の者は、道路法第12条、第13条第3項、第17条第3項又は、第19条から第22条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の及び実施計画について、次に掲げる基準及び別に定める基準により承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。 （1）申請地の道路工事計画の有無を確認すること。 （2）原則として民地側の排水は、民地内において処理すること。 （3）側溝を設置する場合には、境界線の官地側に設置すること （4）出入り口を設置する場合には、次に掲げる場所以外に設置するものとし、その構造等は別に定めるところによること。 ア 交差点付近 イ 横断歩道 ウ バス停留所付近 エ 必要な視距離が確保できない箇所 オ その他道路の構造及び交通安全に支障がある場所 （5）前各号に定める工法等により難しい場合は、別に指示をする工法等によること。
標準処理 期間	30日
備考	山口県道路管理事務の手引き（平成26年7月1日平26道路整備第132号）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	占用料等の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市法定外公共物管理条例第10条
基準規定	周南市法定外公共物管理条例第10条
審査基準	周南市法定外公共物管理条例第10条 （占用料の還付） 第10条 既に納付された占用料等は、還付しない。ただし、市長が第16条第2項の規定により公共物の占用等の許可を取り消した場合において既に納めた占用料等の額が当該占用等の許可の日から当該占用等の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料等の額を超えるときは、その超える額の占用料等は還付する。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	占用料等の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市法定外公共物管理条例第9条
基準規定	周南市法定外公共物占用料等の減免等の取扱いに関する要綱本則
審査基準	減免の対象となる具体的なものは、電気、電気通信、水道、下水道の各戸への引込み等日常生活上必要不可欠なものとする。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	占用等の許可の更新
処分権者	市長
根拠規定	周南市法定外公共物管理条例第6条
基準規定	道路法施行令第7条;第8条;第9条;第10条;第11条の4～9;第12条;第13条;第14条;第15条
審査基準	道路法施行令第7条、第8条、第9条、第10条、第11条の4、第11条の5、第11条の6、第11条の7、第11条の8 規定は略
標準処理 期間	30日
備考	周南市法定外公共物の許可の更新は、道路課、河川港湾課で行う。

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	占用の許可、許可事項変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市法定外公共物管理条例第5条第1項
基準規定	
審査基準	赤線については、平成20年度改訂版道路管理事務の手引き（平成20年9月19日山口県制定）に内規する道路工事等承認に係る審査基準の取扱い要綱（平成5年5月1日道路整備第82号）及び道路占用許可基準に基づき審査を行う。 青線については、河川敷地の占用許可（平成11年8月5日建設省河政発第67号）の河川敷地占用許可基準に基づき審査を行う。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可
処分権者	市長
根拠規定	道路法第91条第2項
基準規定	道路法施行令第7条;第8条;第9条;第10条;第11条の4～9;第12条;第13条;第14条;第15条
審査基準	道路法施行令第7条、第8条、第9条、第10条、第11条の4、第11条の5、第11条の6、第11条の7、第11条の8、第11条の9、第12条、第13条、第14条、第15条 規定は略 道路法第32条第1項、第3項に基づく道路の占用の許可、変更の許可に準ずる。
標準処理 期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
処分権者	市長
根拠規定	道路法第91条第1項
基準規定	
審査基準	次に掲げる事項等を総合的に判断し、道路工事の施工上著しい支障をおよぼさない場合に許可することが出来る。 ・当該道路工事の施工時期 ・当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法 ・当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容及び期間 ・当該道路予定区域の従来の利用方法
標準処理 期間	30日
備考	山口県道路管理事務の手引き（平成26年7月1日平26道路整備第132号）

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	特殊車両の通行許可
処分権者	市長
根拠規定	道路法第47条の2第1項
基準規定	車両制限令第5条;第6条;第7条
審査基準	沿道地域に商用その他の目的で出入りする特殊な車両であって、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができないものその他これらに準ずるやむを得ない事由にあるものに限り許可を行う。この場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附するものとする。申請を受け付けた場合は次の内容等を審査する。 （1）申請に係る車両の構造又はその車両に積載する貨物が特殊であるため、やむを得ないと認められるものであること。 （2）申請に係る車両が、車両制限令第5条から第7条までに規定する基準に適合しないこと。 （3）申請に係る車両が他の車両に与える影響等を考慮のうえ、通行経路に係る道路について個々に道路の構造に与える影響を照査、計算、試験等の方法に基づいて審査する。 （4）申請に係る車両の運行期間、運行時間等が適切であるか、道路の構造及びその他の車両に与える影響を考慮のうえ審査する。 （5）申請に係る車両の運行経路に係る道路について、長時間にわたり運行の禁止又は制限が実施されているか審査する。
標準処理 期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	道路課
処分の 名称	道路占用の許可、変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	道路法第32条第1項・第3項
基準規定	道路法第33条 道路法施行規則第4条の3;第4条の3の2;第4条の4～9
審査基準	道路法第32条第1項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がない場合に限り、道路の占用を認めるものとする。 道路法第32条第1項に該当するもの 1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔これらに類する工作物 2 水道、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件 3 鉄道、軌道その他これらに類する施設 4 歩廊、雪よけその他に類する施設 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 6 露天、商品置場その他これらに類する施設 7 各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令の定めるもの。
標準処理 期間	30日
備考	